

## 静岡市立の小・中学校における校外教育活動（遠足（旅行）・集団宿泊的行事以外）の実施要領

### 1 実施（遠足・集団宿泊的行事以外）の標準

#### (1) 分類

- ・遠足・集団宿泊的行事以外の学校行事による校外教育活動
- ・教科における校外教育活動（社会科見学、野外観察など）
- ・総合的な学習における校外教育活動
- ・その他の校外教育活動  
（道徳科、特別活動における活動や教育委員会が主催する校外教育活動など）

#### (2) 時間

1時間～終日

#### (3) 引率教職員数

学校長が適当と判断した人数とする。必要に応じて養護教諭を加える。

### 2 実施の手続

(1) 実施に当たっては、「校外教育活動決裁簿（様式4号）」に、目的、日程、事故防止・説明方法等を記載の上、事前に校長の決裁を受ける。

(2) 班活動に加え、山道や河川・海岸付近等が活動場所となる場合、徒歩で長時間の移動を行う場合、児童生徒の活動が引率教職員の目視により確認できない範囲となる場合は、①児童生徒の行程表、②行動範囲やルート、チェックポイント等がわかる地図、③緊急事態発生時の児童生徒と引率教職員との連絡方法がわかるもの（例：活動のしおり等に記載のもの）を「校外教育活動決裁簿（様式4号）」に添付しておく。また、必要に応じて「校外教育活動リスクチェックシート（【全ての活動編】（別紙1）、【登山編】（別紙2-1）、【海洋活動編】（別紙2-2）、【ウォークラリー編】（別紙2-3））」を活用するなどし、リスクの洗い出しを行うこと。

### 3 実施上の注意事項

#### (1) 目的

校外教育活動は学校の教育課程に位置づけられる教育活動である。したがって、ねらいを明確にすること。

#### (2) 目的地

目的を十分に踏まえ、学校の特色や日常の学習活動との関連及び児童又は生徒の安全面を十分考慮して決定する。

#### (3) 実施日時

学級や学校、地域の実態、児童生徒の発達段階などを考慮した日時を設定すること。

#### (4) 参加者

- ・児童生徒一人一人の健康を調査し、心配のある者の参加については十分配慮すること。
- ・実施期間中の不参加者に対しては適切な指導を行うよう計画すること。

#### (5) 日程

移動の時間や距離等が、児童生徒の体力を考慮した計画となるように、活動内容を精選する。

#### (6) 事故防止・説明等

- ・万一の事故発生等緊急事態に備えて、連絡体制の確立、医療体制の点検、保護者の理解の徹底等細心かつ周到な準備を整え、安全確保について万全を期すこと。
- ・交通機関の利用にあたっては、乗降時の人数の掌握に努めるなど安全を確保すること。
- ・保護者、関係者に計画・内容等について十分に説明をすること。

### 4 その他

(1) 気象状況等に十分注意し、天候その他の異変の際は、予定を変更するなど、臨機応変の措置をとること。

(2) 事故発生の場合には、速やかに消防、警察、病院、その他関係方面に連絡し、適切な措置をとること。また、事故発生後30分以内に、市教育委員会に連絡すること。

## 参考

令和5年9月19日付け静地第486号「校外学習における児童の安全確保について（依頼）」  
（静岡県警察本部地域部参事官兼地域課長）（抜粋）

特に、ハイキングなどの自然体験を行う場合の留意事項としては、

- 児童の体力差などを考慮した計画を策定すること
- 計画策定段階において、現場に精通したガイド等に指導助言を仰ぐこと
- 引率者は各クラスに複数人配置するとともに、傷病者など突発的な事態に対応可能な人員も配置すること。
- ルートの分岐点に関係者を配置すること
- 責任者は隊列の進行状況を把握し、各引率者に対して必要な指示を行うこと
- 児童に単独行動の危険性を伝え、グループ行動を徹底させること
- 必要に応じて、引率者が児童の位置を確認できるGPS機能のついた機器を児童1グループに1台携行させること